

牛・豚・鶏・めん羊・山羊等を飼っている方へ

「家畜伝染病予防法」に基づき、家畜を飼養している方は、用途に関わらず、飼っている家畜の種類や頭羽数を年1回、県知事に報告することになっています。

愛玩（ペット）として、家畜を飼育されている方も報告が必要です。

＜対象となる家畜の種類＞

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

＜報告内容＞

令和7年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭羽数など

＜報告方法＞

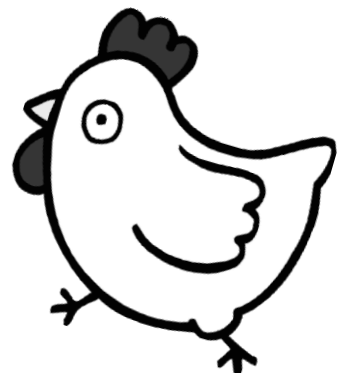
専用の様式がありますので、お問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

利根沼田家畜保健衛生所

電話：0278-24-3888

裏面へつづく



よくある質問

Q チャボや烏骨鶏（うこっけい）、アイガモを飼っています。報告は必要ですか？

A はい。
チャボ、烏骨鶏は「鶏」の仲間です。また、アイガモは「あひる」の仲間ですので、報告をお願いします。

Q ポニーやミニブタも報告が必要ですか？

A はい。
ポニーは「馬」で、ミニブタは「豚」で、報告をお願いします。

Q 猫を飼っています。報告は必要ですか？

A いいえ。
犬・猫・小鳥（文鳥やセキセイインコ等）は、報告の必要はありません。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。
毎年1回、2月1日現在の状況を報告してください。
また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

不明な点は・・・

利根沼田家畜保健衛生所まで

お問い合わせください。

TEL:0278-24-3888

FAX:0278-24-3889